

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、

「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

労働者死傷病報告

年 月 日 事業主氏名 労働基準監督署長

国籍・地域

見本

在留カード

国籍・地域 米国
NATIONALITY/REGION

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

見本

在留カード

在留資格 特定活動
STATUS Designated Activities

上陸許可証印

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうち、あてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定活動 (ワーキングホリデー) ・ 特定活動 (EPA) ・ 特定活動 (高度学術研究活動) ・ 特定活動 (高度専門・技術活動) ・ 特定活動 (高度経営・管理活動) ・ 特定活動 (高度人材の就労配偶者) ・ 特定活動 (建設分野) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定活動 (造船分野) ・ 特定活動 (外国人調理師) ・ 特定活動 (ハラール牛肉生産) ・ 特定活動 (製造分野) ・ 特定活動 (就職活動) ・ 特定活動 (その他) |
|---|---|

見本

★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例) 技能実習1号イ など

